**平成２１年（フ）第８８４１号**
大阪府豊中市庄内東町３丁目17番12号
債務者　島　　健二
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８８５７号**
大阪市生野区巽北２丁目６番22号　ゴッドフィールドⅡ303号
債務者　周本奈津枝こと　周　奈津枝
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８８５９号**
大阪市東成区大今里２丁目９番５―320号
債務者　山内　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２３号**
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番26―507号
債務者　安田重子こと　李　　公順
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第２７５号**
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目11番４―709号
債務者　崎本　雅彦
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第４１８号**
兵庫県伊丹市南本町１丁目１番12―210号
債務者　唐津　美香
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第１１４号**
兵庫県豊岡市栃江1019番地の11
債務者　岡田美也子（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２１年（フ）第４１５号**
徳島市名東町２丁目555番地の７
債務者　岡山　弘子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４２０号**
徳島県名西郡石井町高原字東高原176番地10
債務者　野上　　隆
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４４６号**
徳島県勝浦郡勝浦町大字中角字玉の木24番地１
債務者　中村　　梢
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４６８号**
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字南大手44番地12―202号
債務者　須原　幸一
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４７０号**
徳島市川内町榎瀬619番地の１
債務者　坂東奈津恵
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７４号**
高知県宿毛市小筑紫町小筑紫502番地44
債務者　好岡　昌也
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２１年（フ）第７５号**
高知県四万十市具同3239番地17
債務者　稲田　浩樹
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２１年（フ）第８８号**
高知県宿毛市港南台２丁目８番22号
債務者　田野　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２１年（フ）第９０号**
高知県幡多郡大月町大字鉾土602番地、住民票上の住所高知県宿毛市二ノ宮1726番地１
債務者　武田　三佳
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２１年（フ）第７３０号**
千葉県松戸市金ケ作419番地　アーバン田中103号
債務者　我妻　健治
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第７４９号**
千葉県柏市南増尾２丁目17番35号
債務者　吉村　　博
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部